

入札参加資格確認書

住所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

工事名 城川原車両基地留置線整備工事

資格内容	該当・非該当の別※
① 富山県の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有するものであること。	(該当・非該当)
② 鉄道営業線での同種工事の施工実績があること。	(該当・非該当)
③ 富山県の建設工事競争入札資格名簿に、土木一式工事の等級がAとして掲載されている者であること。	(該当・非該当)
④ 1級土木施工管理技士、1級電気工事管理技士のいずれかの資格を有する者を主任技術者として専任で配置できることとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の営業所専任技術者を含む）でないこと。契約時において、その配置技術者は、他工事の専任技術者でないこと。ただし、その配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行第27条第2項の当面の取扱いの適用を受けることができる場合は、この限りではない。	(該当・非該当)
⑤ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。	(該当・非該当)
⑥ 公告日（平成30年6月11日）現在、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止を命ぜられた者であって当該営業停止期間中でないこと。	(該当・非該当)
⑦ 富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。	(該当・非該当)

※申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認のうえ、右欄の「該当」に○印を付すること。